類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

개수		4 П				(単位:円) A (株価)			
業		種	В	С	D	P	1 (休恤))	
大 分 類 中 分 類 小 分 類	番号	内 容	配当金額	利益金額	純資	3 年	3 年 11月分	3 年 12月分	
道 業)									
電気機械器具製造業	43		6.3	34	337	450	453	440	
発電用·送電用·配電 用電気機械器具製造 業		発電機・電動機・その他の回転電気機械、 変圧器類(電子機器用を除く)、電力開閉 装置、配電盤・電力制御装置及び配線器具 ・配線附属品の製造を行うもの	11.8	63	678	676	653	647	
電気計測器製造業	45	電気計測器、工業計器及び医療用計測器の 製造を行うもの	4.2	20	169	277	296	284	
その他の電気機械器 具製造業	46	電気機械器具製造業のうち、44及び45に該 当するもの以外のもの	4.7	26	260	436	441	426	
情報通信機械器具製造 業	47	通信機械器具及び関連機器、映像・音響機 械器具並びに電子計算機及び附属装置の製 造を行うもの	4.3	28	262	241	236	232	
輸送用機械器具製造業	48		7.5	29	424	277	286	277	
自動車·同附属品製 造業	49	自動車(二輪自動車を含む)、自動車車体 ・附随車及び自動車部分品・附属品の製造 を行うもの	8.2	31	450	261	266	257	
その他の輸送用機械器具製造業	50	輸送用機械器具製造業のうち、49に該当するもの以外のもの	4.1	19	303	354	380	371	
その他の製造業	51	製造業のうち、11から50に該当するもの以 外のもの	7.5	30	325	399	400	388	

⁽注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和3年分のものと 異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月 分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価について も、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業	種		A (株	価) 【	上段:	各月の校	未価、下	段:課	税時期の	の属する	5月以前	了2年間		<u>位:円)</u> 朱価】
大中	分類 分類 小分類	番号	令 和 4 年 1月分		3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
<i>(製 造</i> 電気	<i>業)</i> 機械器具製造業	43	417 413											
	発電用·送電用·配電 用電気機械器具製造 業		617 638											
	電気計測器製造業	45	269 265											
	その他の電気機械器 具製造業	46	401 385	378 387										
情報	通信機械器具製造	47	226 227	229 227										
輸送	用機械器具製造業	48	278 252											
	自動車•同附属品製 造業	49	263 238											
	その他の輸送用機械 器具製造業	50	346 316			315 326								
₹ 0.)他の製造業	51	374 369	364 369										